

事業再構築補助金に関する Q&A

2022年5月12日制定

2022年7月5日追加

2022年9月12日修正

2023年3月31日改正

公益社団法人リース事業協会

- 本 Q&A は、当協会が事業再構築補助金事務局に確認をした上で作成しました。
- 本 Q&A は、随時改訂します。最新の Q&A を確認してください。
- 本 Q&A の内容に関するお問い合わせは、当協会事務局にお知らせください。

事業再構築補助金担当：電話番号 03-3595-1501（平日 9 時～17 時）

【凡例】

中小企業等：事業再構築補助金公募要領に定める中小企業者、中堅企業等
補助金：事業再構築補助金

*2023年3月31日に改正した部分（2頁・3頁・8頁・9頁）を赤字で示しています。

1. 基本的事項

No.	質問	回答
1	中小企業等とリース会社が共同申請をする場合の補助対象経費の考え方を教えてください。	中小企業等がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件に、リース会社が購入するリース物件（機械装置、システム構築費）の購入費用が補助対象経費となります。 なお、共同申請する場合は、そのリース契約に係るリース料を補助対象経費として二重に申請することは認められません。
2	ユーザーは中小企業等に該当しますが、リース会社が大企業に該当する場合、補助金の対象となりますか。	中小企業等は、ユーザーの資本金・従業員数等の要件であり、適用する補助上限額、補助率は、各事業類型における中小企業等（ユーザー）のものとなります。 リース会社は、中小企業等の要件が適用されないため、リース会社が大企業であっても、ユーザーが中小企業等の要件を満たせば、共同申請者とすることができます。
3	共同申請の場合、電子申請システムによる申請は中小企業等（ユーザー）が行うのでしょうか。リース会社が行うのでしょうか。	中小企業等（ユーザー）が行いますので、リース会社は、必要書類（リース料軽減計算書等）を中小企業等に渡してください。

No.	質問	回答
4	リース会社は1つの共同申請につき1社とされていますが、詳しく教えてください。	<p>一の中小企業等と一のリース会社の共同申請に限るという趣旨です。</p> <p>一の中小企業等と複数リース会社の共同申請は、認められません。</p> <p>なお、共同申請を活用する場合のリース会社については、1回の公募回で申請できる件数や、通算の採択・交付決定件数の制限はありません。</p>
5	補助金の対象設備について教えてください。	<p>中小企業等（ユーザー）の専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）、専用ソフトウェア・情報システム等（これらの据付け又は運搬に要する費用を含む。）が対象です。</p> <p>「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」は対象外です。また、汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具等）も対象外です。</p>
6	補助金の交付決定後、中小企業等（ユーザー）が倒産した場合、リース会社はどう対応すればよいでしょうか。	財産処分の制限期間中に補助事業者が倒産した場合は、リース会社に補助金を交付していますので、原則として、リース会社が財産処分の手続きを行います。財産処分の手続きにおいては、原則として減価償却後の金額に補助率を乗じた額を国に対して返金することになります。
7	中小企業等とリース会社が共同申請をする場合において、機械装置又はシステム構築以外の補助対象経費（例：クラウドサービス利用費等であって共同申請するリース会社以外の会社に対して、中小企業等が支払うもの）の取扱いを教えてください。	リース会社に支払われる補助金額とあわせて、補助上限額の範囲内において認められます。
8	共同申請において、事前着手承認制度は利用できますか。 2023年3月31日一部改正	共同申請型においても、事前着手承認制度を利用することができます。ただし、最低賃金枠、物価高騰対策・回復再生応援枠、サプライチェーン強靭化枠に限られます。この場合、令和4年12月2日以降に購入契約（発注）等した機械装置・システム構築について締結するリース契約であること、当該リース契約において、リース料から補助金相当額が減額されることが示されていることが

No.	質問	回答
		<p>必要です。</p> <p>なお、事前着手承認制度を利用する場合においても、リース料軽減計算書が必要となります。この場合のリース料軽減計算書に添える必要書類は、協会事務局にお問い合わせください。</p> <p style="color: red;">交付決定前に事前着手が承認された場合であっても、補助金の採択が約束されたものではありません。また、採択された場合でも、補助対象経費については、交付申請時に認められたもの限られます。</p>

2. リース取引

No.	質問	回答
1	共同申請をする場合、補助金の交付を受けることができるリース取引の範囲を教えてください。	<p>ファイナンス・リース取引（所有権移転・所有権移転外）に限ります。オペレーティング・リース取引は対象外となります。</p> <p>(注) 中小企業等が単独で申請する場合であって、機械装置のリース料を補助対象経費とする場合は、ファイナンス・リース取引又はオペレーティング・リース取引のいずれであっても、そのリース料は補助対象経費となります。補助事業実施期間内（例：14か月）に要するリース料部分のみが補助対象経費となります。リース期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方式で補助事業実施期間内のリース料を算定します。</p>
2	リース契約期間の制約はありますか。	<p>補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であり、1事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間の間、使用することを前提とした契約である必要があります。</p> <p>なお、最長の処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象となります。また、リース契約期間+再リース契約期間≥処分制限期間でないといけません。</p>
3	リース期間が終了した後、補助対象設備（リース物件）の所有権をユーザーに移転することができますか。	<p>リース会社が補助金の交付を受けて取得したリース物件は、交付規程に定める処分制限財産に該当します。</p> <p>このため、交付規程第24条に定める財産の処分の制限に基づく手続きを行わず、処分制限期間内</p>

No.	質問	回答
		にリース物件の所有権を有償・無償を問わずユーザーに移転することは禁止されています。
4	処分制限期間の年数を教えてください。	処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（法定耐用年数）です。
5	補助金の交付を受けることができるファイナンス・リース取引について、次のリース取引は該当しますか。 (1) 購入選択権付リース取引 (2) 譲渡条件付リース取引 (3) 残価設定型リース取引	ファイナンス・リース取引とは、法人税法第64条の2第3項に定めるリース取引を指します。 左記(1)、(2)、(3)について、それぞれ上記法令によるファイナンス・リース取引に該当すれば、補助金の交付を受けることができます。 ただし、処分制限期間内に、補助対象設備（リース物件）の所有権をユーザーに移転することはできません。 なお、ファイナンス・リース取引に該当する場合であっても、セール&リースバック取引や転リース取引は、補助金の対象外です。
6	ユーザーの希望により、リース料を毎月定額払いではなく、年1回払い又は不均等払いとした場合であっても、補助金の交付を受けることができますか。	ファイナンス・リース取引に該当すれば、ユーザーの希望により、リース料を年1回払い又は不均等払い（遙増・遙減）とすることは認められます。 ただし、リース料の支払いをリース期間に関わらず大きく前倒し（リース期間に関わらず12か月払いとする等）することは、リースによる共同申請を導入した趣旨に反しますので、認められません。
7	リース会社が交付を受けた補助金について、リース料から減額することなく、リース会社からユーザーに一括して支払うことができますか。	リース会社が取得する設備に対する補助金であり、リース会社が交付を受けた補助金をユーザーに対して支払うことは、補助金を補助事業以外の用途に使用したことになり、交付規程に定める交付決定の取消し事由に該当します。 また、左記のような行為をした場合、リース料軽減計算書に虚偽の記載をしたことになり、当協会として、当該リース料軽減計算書の確認を取り消すとともに、以後、当該申請をしたリース会社からのリース料軽減計算書の確認申請を拒むことになります。
8	サプライヤーが買取保証（※）を	ファイナンス・リース取引に該当していれば、サ

No.	質問	回答
	付したリース取引も対象となりますか。 (※) ユーザーが倒産した場合に、サプライヤーがリース物件を一定金額で買い取ることを意味します。	プライヤーの買取保証の有無は問いません。
9	補助金額が 1,000 万円を超える設備は、自然災害（風水害を含む。）による損害を補償する保険又は共済の加入義務がありますが、リース契約には動産総合保険が付保されているため、この要件を満たしていると理解してよいでしょうか。	リース契約において、リース物件（ソフトウエアを除く。）に動産総合保険が付保されていることが一般的であり、リース物件に動産総合保険（風水災特約付）が付保されていれば、この要件を満たしています。
10	設備を割賦販売する場合も、共同申請できますか。	割賦販売は共同申請の対象外です。

3. リース料軽減計算書

No.	質問	回答
1	様式第 2「誓約書」に記載する責任者は、どのような役割がありますか。	リース料軽減計算書（添付書類を含みます。）に不備等がある場合、当協会事務局から責任者宛に問い合わせ等をします。 また、当協会が確認したリース料軽減計算書及びその確認手数料の請求書の送付先となります。
2	リース料軽減計算書の確認を受ける際に、添付する物件見積書が膨大な量となります。このような場合、その写しの添付が必要でしょうか。	物件見積書が膨大な量となる場合は、物件金額の総額が分かる部分の写しを添えてください。 ただし、当協会において、物件見積書の詳細の確認が必要と判断した場合は、物件見積書の写しの全てをご提出いただく場合もあります。
3	リース料軽減計算書の修正を依頼することはできますか。	（補助金の申請前） 当協会において修正内容を確認しますので、修正したリース料軽減計算書に、確認済のリース料軽減計算書の原本又は写しを添えて確認の申請をしてください。この場合、確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号を付します。 （補助金の申請後から交付決定前まで）

No.	質問	回答						
		<p>リース料軽減計算書を差し替えることができるか、事業再構築促進補助金事務局に確認してください。その確認を得た上で、当協会において修正内容を確認します。この場合、修正したリース料軽減計算書は、確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号に加えて、新たな確認番号を付します（※）。</p> <p>（補助金の交付決定後）</p> <p>当協会において修正内容を確認しますので、修正したリース料軽減計算書に確認済のリース料軽減計算書の原本又は写しを添えて確認の申請をしてください。なお、修正したリース料軽減計算書は、確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号に加えて、新たな確認番号を付します（※）。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">（※）</td> <td style="width: 60%; text-align: center; padding: 5px;">2022001 20220055</td> <td style="width: 25%; text-align: right; padding: 5px;">確認済の確認番号 新たな確認番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px; border-radius: 50%; border: 1px solid black;">確認印</td> </tr> </table>	（※）	2022001 20220055	確認済の確認番号 新たな確認番号	確認印		
（※）	2022001 20220055	確認済の確認番号 新たな確認番号						
確認印								
4	リース料軽減計算書の返送日数を教えてください。	<p>リース料軽減計算書が当協会に到着してから、原則 10 日以内に返送します。</p> <p>書類に不備がありますと確認に時間を要する場合がありますので、当協会にリース料軽減計算書を送付する前に、その内容及び添付書類を十分に確認してください。</p>						
5	確認したリース料軽減計算書の返送方法を教えてください。	<p>当協会が確認したリース料軽減計算書は、郵送（レターパックプラス）により返送します。</p> <p>返送先は、リース料軽減計算書を確実に送付するため、当協会に届出があった責任者宛とします。責任者以外を返送先として指定することはできません。</p>						
6	リース料軽減計算書の記載漏れ等の不備や添付書類が不足している場合であっても、リース料軽減計算書を確認いただくことはできますか。	<p>そのようなご要望は一切受けることができません。</p> <p>当協会にリース料軽減計算書を送付する前に、その内容及び添付書類を十分に確認してください。</p>						
7	取引先からリース料軽減計算書を急いで入手したいという要望がありました。当社のリース料軽減計算書が到着次第、急いで確認いただくことはできますか。	<p>申請の公平性を保つため、そのようなご要望は一切受けることができません。ご理解ください。</p> <p>また、円滑な事務運営のため、そのようなご要望を当協会の担当者宛に電話やメールで連絡することもお控えください。</p>						

No.	質問	回答
		申請書類を受領した順番で確認し、確認次第、速やかに返送します。

4. 認定経営革新等支援機関

No.	質問	回答
1	リース会社は、認定経営革新等支援機関として、認定を受けることができますか。	<p>要件を満たせば、認定を受けることができます。認定要件の詳細は、以下のホームページを参照してください。</p> <p>https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kijyun.html</p>
2	補助金額が3,000万円を超える事業計画は、認定経営革新等支援機関と金融機関（ファンド等を含む。）で事業計画を策定するとされていますが、共同申請型の取扱いを教えてください。	<p>次のとおりとなります。</p> <p>①リース会社が認定経営革新等支援機関の場合 リース会社が金融機関として事業計画を共同策定すれば、他の金融機関の関与は不要となり、別の認定支援機関も不要です。リース会社名での「金融機関による確認書」を提出する必要はありません。</p> <p>②リース会社が認定経営革新等支援機関ではない場合 リース会社は、他の認定経営革新支援機関と事業計画を共同策定してください。この場合、リース会社名での「金融機関による確認書」を提出する必要があります。</p> <p>この場合において、金融機関が認定経営革新等支援機関の場合は、リース会社名での「金融機関による確認書」を提出する必要はありません。</p> <p>なお、補助金額とは補助対象経費（設備代金）ではなく、交付申請を行う補助金額を意味します。</p>

5. その他

No.	質問	回答
1	他の補助金制度を併用できますか。	併用できません。
2	先端設備等導入計画に関する固定資産税特例措置や中小企業経営強化税制等の投資減税制度を併用できますか。	併用できます。

No.	質問	回答
3	事業再構築補助金事務局に提出する誓約書において、「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」に準拠した顧客対応を徹底する旨が示されていますが、このガイドラインの目的を教えてください。	<p>「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」は、当協会が策定したガイドラインであり、中小企業・小規模事業者向けのリース契約に係る不必要的な経営者の個人保証の削減を目指すこととしています。</p> <p>当協会のホームページにガイドライン本文とQ&Aを掲載していますので、これらを必ず参照してください。</p> <p>https://www.leasing.or.jp/guideline.html</p>
4	事業再構築補助金事務局に提出する誓約書において、『「パートナーシップ構築宣言」を行い、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携に取り組むことについて検討すること』とされていますが、宣言内容を教えてください。	<p>サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組むことを代表者名で宣言します。すでにリース会社においても宣言がされています。</p> <p>なお、リース会社の親会社が子会社を含むグループ会社全体として、「パートナーシップ構築宣言」をしている場合は、当該リース会社においても、「パートナーシップ構築宣言」を行ったものとみなします。</p> <p>詳細はパートナーシップ構築宣言のポータルサイトに掲載されている資料を参照してください。</p> <p>https://www.biz-partnership.jp/index.html</p>

(2022年7月5日追加)

No.	質問	回答
1	過去に確認を受けた「リース料軽減計算書」について、第7回公募以降の申請に使用することができますか。	<p>リース契約の内容、対象設備等に変更がなければ使用できます。</p> <p>リース契約の内容、対象設備等に変更が生じた場合は、本Q&A 3. リース料軽減計算書 No.3は適用されません。あらためてリース料軽減計算書の確認申請をしてください。</p>
2	<p>第6回公募以前に「事前着手」の承認を受けましたが、その承認は第7回の公募でも有効でしょうか。</p> <p>2023年3月31日削除</p>	<p>第6回公募で受けた事前着手の承認に関しては、承認書の内容に変更がなければ有効です。</p> <p>第5回公募以前で受けた事前着手の承認に関しては、第6回以降は無効となるため、内容変更の有無にかかわらず、再度ご申請をお願いいたします。</p>

No.	質問	回答
		(2022年9月12日修正)

(2023年3月31日追加)

No.	質問	回答
1	<p>「上乗せ枠」(卒業促進枠・大規模賃金引上枠)について、補助対象経費を「成長枠又はグリーン成長枠」と分けるとされていますが、一の設備について、「成長枠又はグリーン成長枠」と「上乗せ枠」を併用できますか。</p> <p>2023年3月31日追加</p>	<p>一の設備について、「成長枠又はグリーン成長枠」と「上乗せ枠」を併用することはできません。</p> <p>複数設備を導入する場合に、例えば、A設備は「成長枠又はグリーン成長枠」を利用し、B設備は「上乗せ枠」を利用することは認められますが、以下の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「成長枠又はグリーン成長枠」と「上乗せ枠」に分けてリース料軽減計算書を作成してください。これらは異なる確認番号を付します。 ②リース料軽減計算書の確認申請について、できる限り同時にに行ってください。 ③「成長枠又はグリーン成長枠」と「上乗せ枠」を一のリース契約とする場合は、それぞれの枠の利用部分が分かるようにしてください。 ④例えば、「成長枠又はグリーン成長枠」に係る設備は取得し、「上乗せ枠」に係る設備はリースにすることは認められます。 <p>なお、「上乗せ枠」は要件達成後、ユーザーが実績報告を補助金事務局に提出し、その確認をもって補助金が支払われます。</p>

以上